

別紙

諮問第993号、第994号、第998号、第999号、第1029号

答 申

1 審査会の結論

本件各一部開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1から3までに対し、警視総監が行った各一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、別表1に掲げる「諮問日」欄に記載の各諮問日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年12月11日に実施機関から本件各審査請求に係るそれぞれの理由説明書を、令和6年1月22日に審査請求人から本件各審査請求に係るそれぞれの意見書を收受し、令和5年12月18日（第177回第三部会）及び令和6年1月29日（第178回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書

及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 審議の併合について

別表1に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

#### イ 相談記録の作成について

「相談取扱要綱の制定について」（令和3年3月26日通達乙（副監．総．広．聴3）第63号。以下「通達」という。）において、相談とは「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。ただし、単なる情報提供であるものは除く。」と定義されており、相談を受理した職員は、当該相談を速やかに担当部門に引き継ぐものとし、引継ぎを受けた担当部門の職員は、受理した相談の内容を警察総合相談業務等管理システム（以下「システム」という。）に登録して、相談記録を作成することになっている。

#### ウ 各種相談記録に関する規定について

##### （ア）事件相談受理票

「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（令和3年3月26日通達乙（刑．総．指1）第43号）において、刑事事件に関する相談を受理した場合に作成することとされている。

##### （イ）組織犯罪対策相談受理票

「組織犯罪対策部門に係る相談への適正な対応について」（令和3年3月29日通達乙（組．総．指）第26号）において、組織犯罪対策事件及び暴力団等に関する相談を受理した場合に作成することとされている。

##### （ウ）告訴・告発事件相談簿

「知能犯に関する告訴及び告発取扱要綱の制定について」（平成15年4月1日通

達甲（刑． 2． 資）第 3 号）において、詐欺や贈収賄事件などの知能犯に関する告訴及び告発の相談を受理した場合に作成することとされている。

（エ）相談管理簿

通達において、警察署長は、相談を受理するための総合的な窓口（以下「総合窓口」という。）を警察署の警務課に設置し、総合窓口にて、受理した全ての相談を一元的に把握・管理するための簿冊（以下「相談管理簿」という。）を備え付けるものとされている。

エ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件各開示請求に係る対象保有個人情報は、別表 1 に掲げる本件対象保有個人情報 1 から 6 までであり、実施機関は、これらのうち、別表 2 に掲げる本件非開示情報 1 から 12 までを非開示とする各一部開示決定を行った。

オ 本件各非開示情報の妥当性について

（ア）本件非開示情報 1、3、5、7、9 及び 11 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1、3、5、7 及び 9 には、警察職員の氏名及び印影が、本件非開示情報 11 には、警察職員の氏名がそれぞれ記載されており、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例 16 条 2 号本文に該当する。

実施機関に確認したところ、本件非開示情報 1、3、5、7、9 及び 11 はいずれも管理職でない警察職員の氏名等とのことであり、実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報 1、3、5、7、9 及び 11 は条例 16 条 2 号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1、3、5、7、9 及び 11 は、条例 16 条 2 号に該当し、同条 4 号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

（イ）本件非開示情報 2、6、8 及び 10 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2、6、8 及び10には、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員が評価・判断した結果及び措置がそれぞれ記載されており、これらの情報を開示することとなると、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、客観的な評価・判断及び相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握や適正な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2、6、8 及び10は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

#### (ウ) 本件非開示情報 4 及び12について

実施機関の説明によると、相談管理簿にある「署長速報」欄には警察職員が相談を受理して、重要相談として直ちに警察署長に報告した場合にその旨を記載し、「システム登録確認」欄には相談管理簿に記載された相談がシステムに登録されていることを確認するとともに、当該相談の処理結果等を記載するとのことである。

また、相談業務は、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断するものであり、その業務を適正に遂行するためには事実を正確に把握し、適正に事案を判断することが求められているとも説明する。

審査会が本件非開示情報 4 及び12を見分したところ、「署長速報」欄には警察職員が本件相談を重要相談に当たるか否かについて判断した結果が、「システム登録確認」欄には本件相談の内容に基づき判断した処理結果等がそれぞれ示されているものと認められる。

上記を踏まえると、本件非開示情報 4 及び12を開示することにより、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価・判断を記載することを躊躇し、その結果、適正な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 4 及び12は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 1

諮問番号	諮問日	本件開示請求		決定日	決定	本件対象保有個人情報	
993	令和4年 12月23日	1	私が令和○年○月○日から令和○年○月○日までの間に○○警察署刑事組織犯罪対策課に相談した際に作成された告訴・告発事件相談簿及び事件相談受理票等の資料（告訴状の写しを含む。）	令和4年 5月20日	一部 開示	1	事件相談受理票（警視庁○○警察署、受理年月日令和○年○月○日、受理番号○○号）
994	令和4年 12月23日			令和4年 5月20日			
998	令和5年 1月17日	2	私が令和○年○月○日から同年同月○日までの間に○○警察署刑事組織犯罪対策課に相談した際に作成された組織犯罪対策相談受理票又は事件相談受理票又は告訴・告発相談受理票のうち該当するもの全て。	令和4年 7月19日	一部 開示	3	事件相談受理票（警視庁○○警察署、受理年月日令和○年○月○日、受理番号○○号）
999	令和5年 1月17日			令和4年 7月19日			
1029	令和5年 9月7日	3	私が令和○年○月○日から令和○年○月○日の間に、○○警察署の刑事組織犯罪対策課に告発状の提出のために相談した際に作成された文書等。	令和5年 1月18日	一部 開示	5	告訴・告発事件相談簿（警視庁○○警察署、受理年月日令和○年○月○日、受理番号○○号）
				令和5年 1月18日			

別表 2

本件対象保有個人情報		本件 非開示 情報	非開示理由 (条例16条各号該当性)
非開示部分			
1	警察職員の氏名及び印影	1	2号及び4号
	「事件相談受理票」のうち、 ・「分類種別」欄 ・「措置方法、措置結果」欄 ・「相手方」欄 ・「相談の要旨」欄で非開示とした部分 「相談処理経過の概要」のうち、 ・「分類種別」欄 ・「措置」欄 ・「処理経過の概要」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分 「相談関係者票」のうち、非開示とした部分（警察職員の氏名を除く）	2	6号
2	警察職員の氏名及び印影	3	2号及び4号
	「署長速報」欄及び「システム登録確認」欄	4	6号
3	警察職員の氏名及び印影	5	2号及び4号
	「事件相談受理票」のうち、 ・「分類種別」欄 ・「措置方法、措置結果」欄 ・「相手方」欄 「相談処理経過の概要」のうち、 ・「分類種別」欄 ・「措置」欄 ・「処理経過の概要」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分 「相談関係者票」のうち、非開示とした部分（警察職員の氏名を除く）	6	6号
4	警察職員の氏名及び印影	7	2号及び4号
	「組織犯罪対策相談受理票」のうち、 ・「分類種別」欄	8	6号

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「措置方法、措置結果」欄</li> <li>・「相手方」欄</li> </ul> <p>「相談処理経過の概要」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「分類種別」欄</li> <li>・「措置」欄</li> </ul> <p>・「別紙相談処理経過の概要」で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分</p> <p>「相談関係者」のうち、非開示とした部分（警察職員の氏名を除く）</p>		
5	警察職員の氏名及び印影	9	2号及び4号
	<p>「告訴・告発事件相談簿」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「措置方法、措置結果」欄</li> <li>・「被相談者」欄</li> <li>・「相談の要旨」欄で非開示とした部分</li> </ul> <p>「相談処理経過の概要」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「分類種別」欄</li> <li>・「措置」欄</li> <li>・「処理経過の概要」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分</li> </ul> <p>「相談関係者」のうち、非開示とした部分（警察職員の氏名を除く）</p>	10	6号
6	警察職員の氏名	11	2号及び4号
	「署長速報」欄及び「システム登録確認」欄	12	6号